

(仮称)加古川市犯罪被害者等支援条例の骨子に関するパブリックコメント一覧表

No	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方
1	用語の定義	1	2の用語の定義に①犯罪被害者等犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(以下「犯罪等」という。)により害を被った者及びその家族又は遺族とあるが、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは何を指すものか。また、その行為を認定するのは誰であるのか。	これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為については、犯罪とまではいえないが、それに類似するような同様な行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような行為をいいます。 例えば、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法によって行われる行為をいいます。 この行為の認定については、被害の状況等を警察に確認するなど、客観的情報をもとに市長が認定を行います。
2	背景と目的	1	犯罪被害者問題に取り組むと、その対局にある犯罪者の人権が脅かされるという、ある種のワンパターン的な感覚が、日本の犯罪被害者支援を遅らせ、犯罪に巻き込まれた被害者が十分な支援を受けられず、中傷などの二次的被害や精神的苦痛を受ける状況が生じてきたものとする。人権保護の観点から犯罪者の保護が進むあまり、本来守られるべき被害者の方の平穏な生活や人権が侵されてはならない。本条例の背景と目的や基本理念に、第一に守られるべきは被害者の人権であり犯罪者ではないという考え方を明記できないか。	犯罪被害者等の人権が侵されるようなことが決してあってはならないものと考えており、犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等の心情や置かれている状況に配慮し、犯罪被害者等の視点に立つて行なう旨を基本理念に盛り込みます。
3	市民の責務	3	本条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないように配慮する市民の責務について具体的に何を定めようとするものなのか、また市はどのような取り組みができるのか。	市民は、うわさや中傷などが、いわれのない二次的被害を犯罪被害者等に与えることを理解したうえで、二次的被害を生じさせないように十分配慮するよう努めるべきであるということを定めます。 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支えあうことの重要性について、広報かこがわ、リーフレット、市ホームページ等の活用や講演会の開催等により啓発を行うこととします。

No	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方
4	事業者の責務	3	特に犯罪被害者等を雇用する事業者の配慮に対して具体的にどのような責務を定めようとするものなのか、また就労及び勤務について十分に配慮しようとする事業者に対する市の支援についてはどうか。 また、事業者ではなく被害者の方に対する就労支援についてどのように考えているのか。	犯罪被害による直接的な心身への影響や通院により、また刑事手続きや民事手続きなどさまざまな事情により職場を休まざるを得ないことがあるため、配慮を求めるものです。なお、就労及び勤務について十分に配慮しようとする事業者に対する市の支援は今のところ考えていません。 また、就労が必要となった犯罪被害者等には、ハローワークなどの関係機関と連携を図ってまいります。
5	相談及び情報の提供等	3	ワンストップ窓口を設置し対応するとあるが、新たに専門の窓口を設置しようとするものなのか。既存の窓口で対応しようとするものであれば、窓口担当者の専門性をどのように高めていこうとするのか。	既存の窓口でのワンストップ対応を考えており、窓口担当者については、ひょうご被害者支援センターの相談員養成講座の受講や各シンポジウムへの参加等によってスキルアップを図っていきます。
6	人材育成	4	犯罪被害者支援を進めるには、窓口担当者のみならず職員全体としての専門性を高めるため犯罪被害者支援に対する共通理解を進めていく必要があると考える。 全市的な人材育成について市はどのように考えているのか。	犯罪被害者等の支援を担う職員には、学習会等を行い、また、市職員全体に対しては、様々な機会を捉え研修等を行ってまいります。
7	その他		犯罪被害者の方が市外に転居した場合の支援の継続や転居先自治体への情報提供、連携などについてはどのように考えているか。また具体的に規則等で定めて行くのか。	犯罪被害者等が市外に転出した場合は、直接的な支援はできませんが、犯罪被害者等の同意を得たうえで、転出先の自治体に情報提供を行い、支援の継続を要請したいと考えています。
8	その他		犯罪被害者の方が市外から転入してきた場合の支援のあり方についてはどのように考えられているか。元の自治体での支援内容の継続や連携、情報共有などについてどのように考えているか。具体的に規則等で定めて行くのか。	市外から犯罪被害者が転入してきた場合、家事援助等の支援を行います。なお、支援策、対象者等は規則等で定めます。また、元の自治体とは、犯罪被害者等の同意を得たうえで情報共有し、連携を図っていきます。
9	その他		明石市が条例制定した賠償立て替え制度について加古川市はどのように考えているか。	明石市のような賠償立替え制度は今のところ考えていません。

No	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方
10	その他		学校教育における犯罪被害者等に関する教育の実施について加古川市はどのように考えているか。また本条例に明記する必要はないか。	学校教育における犯罪被害者等に関する教育は必要と考えており、今後、教育委員会と連携を図っていきたいと考えています。
11	その他		犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や女性弁護士などを紹介する体制の整備を市として図っていく考えはないか。	犯罪被害者等支援に理解のある弁護士などを紹介するひょうご被害者支援センターなどと連携を図っていきます。